

中間前払金を請求する場合の事務フロー図

平成24年3月
木津川市指導検査課

「中間前金払」を選択し、支払いを請求する場合は、以下のような手続きになります。

中間前金払の要件

- (1) 木津川市契約事務規則第45条の規定による前払金を既に支出していること。
- (2) 工期の2分の1を経過していること。
- (3) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (4) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

事務フロー図

